

公布した規則一覧

令和8年

公布 番号	規則名
56	杉並区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
57	杉並区行政手続条例施行規則の一部を改正する規則
58	杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
59	杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則
60	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則
61	杉並区組織規則の一部を改正する規則
62	杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
63	杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則
64	杉並区会計事務規則の一部を改正する規則
65	杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
66	杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第56号

杉並区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

杉並区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年杉並区規則第79号）  
の一部を次のように改正する。

第3条中「法第15条第3項後段及び区条例第15条後段」を「法第15条第4  
項後段及び区条例第15条第4項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 5 月 2 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区規則第 5 7 号

杉並区行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区行政手続条例施行規則（平成 7 年杉並区規則第 9 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 7 年 1 0 月杉並区条例第 2 8 号」を「平成 7 年杉並区条例第 2 8 号。以下「行政手続条例」という。」に改める。

第 2 条中「杉並区行政手続条例」を「行政手続条例」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（通知の方法）

第 3 条 行政手続条例第 1 5 条第 4 項（行政手続条例第 2 2 条第 3 項及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（行政手続条例第 1 5 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- （2） インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第58号

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区国民健康保険条例施行規則（昭和35年杉並区規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（書類の公告）

第2条 この規則に定める書類の公告は、杉並区のホームページに掲載し、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、当該措置に代えて杉並区役所の門前掲示場に掲示して行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則を  
公布する。

令和8年5月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区規則第59号

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規  
則

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則（平成28年杉並区規則  
第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号  
ロ」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月27日から施行する。

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区規則第60号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年杉並区規則第107号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第28条」を「第52条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第61号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項子ども家庭部の部保育課の項中 「管理係  
堀ノ内東保育園施設担当係長」 を

「管理係」に改める。

第15条保育課の部堀ノ内東保育園施設担当係長の項を削る。

別表第3子ども家庭部の部1の項中

「杉並区立堀ノ内東保育園 | 杉並区堀ノ内三丁目4  
9番19-101号 | 」 を削る。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第62号

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区国民健康保険条例施行規則（昭和35年杉並区規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

国民健康保険料について

- 1 根拠法令  
国民健康保険法第76条並びに杉並区国民健康保険条例第13条及び第13条の2によります。
- 2 世帯の保険料額計算方法等  
保険料は、医療分、後期支援金分、介護納付金分及び子ども支援金分の世帯合計で計算されます。なお、介護納付金分がかかるのは介護保険適用除外に該当しない40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）です。  
医療分、後期支援金分、介護納付金分及び子ども支援金分とも、法令によつて最高限度額が規定されており、計算上その額を超えるときは、最高限度額が適用されます。  
他区市町村から転入された方は、所得の金額等について前住所地に照会するため、均等割額のみが先に賦課され、所得割額が後から賦課されることがあります。  
月別の保険料額は、合計保険料額を、通知を發した月以降の月数で割つてあります。なお、各月10円未満の端数は、最初の納期の月に加えてあります。
- 3 保険料の納付義務者  
納付義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯員に国民健康保険の被保険者がいれば、世帯主が納付義務者となります。
- 4 保険料の納期限等  
毎月末日が納期限です。ただし、末日が区の休日に当たるときは区の休日の翌日が納期限になります。納期限までに保険料を納めていないときは延滞金を加算する場合があります。また、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに保険料を納めないときは、滞納処分する場合があります。
- 5 特別徴収（年金引き落とし）の仮徴収と本徴収  
継続して特別徴収となつている方は、当該年度保険料額の確定が6月となるため、次のように引き落としいたします。  
(1) 4、6、8月期分の保険料（仮徴収）  
前年度の2月期分の保険料額と同額を徴収いたします。  
(2) 10、12、2月期分の保険料（本徴収）  
当該年度保険料額を確定した後、確定した年度保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて引き落としいたします。
- 6 保険料額の減免  
災害その他特別な事情により生活が著しく困難となつたため、保険料を納めることができない場合には減免の制度がありますので、御相談ください。

7 納付場所

8 会計項目

会計	款項	目
国民健康保険事業会計	国民健康保険料	国民健康保険料

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます。この審査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、提起することができます。  
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。  
(1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第63号

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則

杉並区保健所長委任規則（平成12年杉並区規則第119号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号オ中「第28条」を「第52条」に改め、同号コ中「第4条第1項及び第2項」を「第3条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第64号

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則

杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第78条第1項に次の1号を加える。

（24）平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に要する経費

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区規則第65号

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年杉並区規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1（3）杉並区立荻窪地域区民センターの項中「第3集会室（特別室）」を「第3集会室」に、「第7集会室」を「第7集会室 第8集会室」に、「第4和室 工芸室（工芸使用） 料理室 音楽室」を「第1工芸室（工芸使用） 第2工芸室（工芸使用） 料理室 多目的室 第1音楽室 第2音楽室」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年7月15日から施行する。

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区規則第66号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則（昭和54年杉並区規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 杉並区立荻窪地域区民センターの項中「第3集会室（特別室）」を「第3集会室」に、「第7集会室」を「第7集会室 第8集会室」に、「第4和室 工芸室（工芸使用） 料理室 音楽室」を「第1工芸室（工芸使用） 第2工芸室（工芸使用） 料理室 多目的室 第1音楽室 第2音楽室」に改める。

別表第3 杉並区立荻窪地域区民センターの項中「工芸室」を「第1工芸室及び第2工芸室」に改める。

別表第4 杉並区立荻窪地域区民センターの部ピアノの項中「ピアノ室及び音楽室」を「第1音楽室、第2音楽室及びピアノ室」に改め、同部レーザーカラオケの項を削り、同部に次のように加える。

電子ピアノ	1日	200円	
-------	----	------	--

## 附 則

- この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の杉並区立荻窪地域区民センターの施設及び備付器具の使用の承認その他のこの規則の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。